

ID: 1295

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	措置命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 第36条第3項及び第4項		
法令番号	平成20年法律第40号		
<p>【基準】</p> <p>法第36条第3項及び第4項の規定による。 (監督等)</p> <p>第36条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第34条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日